令和4年1月12日

島根県防災部防災危機管理課

担当:長廻、吉永 電話:0852-22-6486

# 第57回島根県対策本部会議の開催結果について

本日、標記会議を開催しました。概要は下記のとおりです。

日 時:令和4年1月12日(水) 12:30~12:45

場 所:島根県庁6階 講堂

出席者:知事、副知事、県警本部長、各部局長、女性活躍推進統括監、関係課長

計24名

内容:以下のとおり

## 1. 県内の患者発生状況等について

(1) 県内の患者発生状況等について

健康福祉部 (健康福祉部長)

① 県内の患者発生状況等について説明

【資料1】

- ・全国的に感染が拡大し、県内においても、年末以降、感染者の確認が 相次いでおり、1月5日には20名の感染者が確認され、特に7日以 降、11日までの直近5日間では、連日30名以上の患者が確認をさ れております。1月の感染者数は昨日までで、237名となっており ます。
- ・感染の経路としては、多くの事例で県外との往来や県外者との接触が確認されており、現状では、県外由来の感染事例が主体となっております。また、2次感染として家庭内で感染するケースも多くなってきており、家庭における基本的な感染防止対策が重要となっております。
- ・保健所において、端緒となります感染が確認された後、積極的疫学調査等を進めているところでありまして、関係者の御協力により、その後の調査により感染者が確認できている状況であります。
- ・保健所における調査等が今後も迅速かつ確実に実施できるよう、保健 師などの専門職員や事務職員を、他部局の協力を得ながら、応援派遣 するなど、必要な体制の強化を継続してまいります。
- ・次に、医療提供体制としまして、最大で368床を確保しており、現

在、速やかに患者の受入れができる即応病床を、今回の感染確認を受けて283床まで増やしております。

- ・昨日時点での入院患者は164人で、病床使用率は、確保病床で44. 6%、即応病床で58.0%となっております。
- ・この入院患者の他、グラフの一番下になりますが、昨日時点での入院 調整が終わり、本日入院予定の方が28人、入院調整中の方が25人 となっております。
- ・なお、重症化リスクのない無症状者、軽症者については、病床の稼働 状況を踏まえて、入院していただいた後に、医師の判断で宿泊施設や 自宅で療養していただく体制の運用を実施しているところでありまし て、昨日時点で、宿泊療養は2人、自宅療養は22人が療養されてい るという状況であります。
- ・次に、PCR等の無料検査体制の整備についてであります。 12月から、健康上の理由などからワクチンを接種できない方を対象 に、検査による陰性証明を用いた民間事業者の自主的な取組に活用で きるよう、必要な検査の無料化を実施しているところであります。
- ・現在、感染拡大の傾向が見られることから、感染不安のある無症状の 方に対しても、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく場合、 無料で検査が受けられるよう、8市19カ所で、1月13日から対応 できるよう体制を整えています。
- ・今後とも、医療機関など関係者の協力をいただきながら、医療提供体制の確保や診療・検査体制の強化に努め、引き続き、積極的な調査、 検査を行うとともに、県民の皆様へ三密の回避など基本的な感染対策 の呼びかけを行ってまいります。
- (2) 全国の感染状況及び「感染状況のレベル」について 防災部(防災危機管理課長)
  - ② 全国の感染状況について説明

【資料2】

③ 「感染状況のレベル」について説明

【資料3】

・島根県の感染状況について、健康福祉部からの説明と、感染状況のレベル判断のための目安としている各指標の状況などを踏まえ、島根県の感染状況を、レベル2相当としてよろしいですか。

【知事】各指標の数値が、レベル2の2つの目安を上回っておりますし、参考指標の数値や県内の感染状況、医療機関の状況等を総合的に判断しまして、島根県の感染状況のレベルについては、レベル2相当と判断します。

### 2. 島根県の対応について

(1)島根県の対応について

防災部 (防災危機管理課長)

① 島根県の対応(案)について説明

【資料4】

【資料5】

商工労働部 (商工労働部長)

- ① 県外からの観光誘客施策の一時停止について
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う、観光施策の対応について説明します。
- ・まずは、県外からの観光誘客施策を一時停止します。
- ・対象事業は、県等が実施する県外からの観光誘客事業で、別紙一覧の 11事業です。ただし、既に予定されているものについては事業対象 とします。
- ・次に、対象区域ですが、現在、まん延防止等重点措置が適用されている広島県、山口県、沖縄県については、1月7日から停止区域としていましたが、このたび、鳥取県を除く全国に拡大します。
- ・停止期間は、準備が整った事業から順次停止し、1月31日までとします。
- ② 「再発見!あなたのしまねキャンペーン」の一時停止について

【資料5】

- 次に「再発見!あなたのしまねキャンペーン」を一時停止します。
- ・この事業は、国の地域観光事業支援を活用して、島根県、鳥取県、広島県、山口県で実施している事業です。対象事業は、県内登録宿泊施設の宿泊割引、旅行会社が実施する旅行商品等の割引そして、地域限定クーポン「しまねっこクーポン」の配布をしております。
- ・停止する対象区域は、1月11日からは広島県全域、山口県岩国市、 和木町について、停止しておりましたが、この度、広島県及び山口県 全域に停止区域を拡大します。
- ・内容につきましては、新規予約分の一時停止です。停止期間は、1月 15日から1月31日までとします。

## 3. 知事指示事項

1. 県内や全国の感染状況と基本的対処方針を踏まえ、県民の皆様に、「島根県の対応」に基づいて、お願いをさせて頂きます。

要請の期間は、令和4年1月13日から1月31日までとします。

特にお願いしたい事項について、申し上げます。

2. 県外との往来が影響していると思われる感染事例が、多数見られることから、鳥取県を除く他の都道府県との不要不急の移動は、行き先の都道府県の要請内容を確認の上、極力控えてください。

ただし、やむを得ない仕事や、通勤・通学、受験、転勤、就職活動、葬 儀・法要、看病・介護、通院、生活必需品の買い物などでの移動は、発熱等 の症状がある場合を除き、控えて頂く必要はありませんが、「三つの密」の 回避を含め基本的な感染防止対策を徹底してください。

- 3. 飲食店等の利用については、1月7日に、アルコールを伴う飲食については、
  - (1) 飲食の際の人数を、8人以下とすること。
  - (2) 時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で2時間以内とすること。

をお願いしましたが、これに加えて、

(3) 県外の方とのアルコールを伴う飲食については、県内においても県外においても、控えて頂くようお願いします。ただし、これらの内容については、鳥取県(全域)と、生活圏域(通勤、買い物等)に属する広島県・山口県の一部の地域の方々との飲食については、控えて頂く必要はありません。

これらの内容については、今後の感染の状況によって、適宜、見直してい きたいと考えています。

- 4. 県外からの観光誘客及び「再発見!あなたのしまねキャンペーン」等の観 光キャンペーンについては、新規予約の受付を、1月31日までの間、一時 停止いたします。
- 5. 県内においても感染が急速に拡大しております。新型コロナウイルス感染

症への感染不安を感じる無症状の県民の方に対して、明日13日から県内19か所において、ワクチン接種の有無にかかわらず、検査を希望する無症状の方であれば、無料で検査を受けることができる体制を整えたところです。 感染への不安を感じる場合は、検査を受けて頂きますようお願いします。 無料検査を受けられる場所などの詳細については、別途、県のホームページ 等で公表してまいります。

5. 感染した方やその関係者などに対する、インターネットやSNS上などで の誹謗中傷、うわさ話などは、厳に慎んでください。

そして、県や市町村などの公的機関が発信している情報に基づき、人権に 配慮した冷静な行動をとるようお願いします。

また、ワクチンを接種できない方を含め、ワクチンを接種していない方々に対して、誹謗中傷や不当な差別をしないよう、強くお願いします。

6. 県としましては、引き続き、県民の皆様の命と生活、そして県内の事業者を守るため、国や他の都道府県、市町村、医療機関等と緊密に連携を取りながら、感染拡大防止、医療提供体制の確保、ワクチン接種の円滑な推進、地域経済の回復に向けて、全力で取り組んでいく考えであります。引き続き、県民の皆様のご協力をよろしくお願いします。

# 第57回島根県対策本部会議

日時:令和4年1月12日(水)12:30~

場所:県庁6階 講堂

1. 県内の患者発生状況等について

2. 島根県の対応について

3. 知事指示事項

資料1

# 新型コロナウイルス感染症の状況について

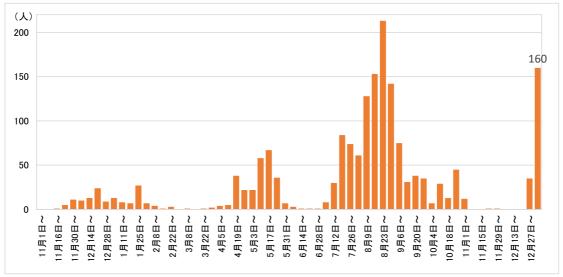
令和2年4月に県内で初めて感染者が確認されてから令和4年1月11日までに、計1,998人の感染が確認されました。

12月は29人、1月は11日までに237人の感染が確認されています。

# 1. 令和3年12月以降の陽性患者の発生状況(1月11日まで)

陽性判明日	陽性	居住地別内訳
12月2日	1 人	出雲市1人
12月27日	7 人	出雲市7人
12月28日	7 人	出雲市7人
12月29日	6 人	出雲市6人
12月30日	3 人	出雲市3人
12月31日	5 人	出雲市4人、雲南市1人
12月計	29 人	
1月1日	4 人	雲南市4人
1月2日	3 人	出雲市2人、雲南市1人
1月3日	6 人	松江市3人、出雲市1人、雲南市1人、県外1人
1月4日	6 人	出雲市3人、大田市1人、西ノ島町1人、県外1人
1月5日	20 人	松江市6人、浜田市2人、出雲市4人、益田市1人、大田市 2人、安来市1人、川本町1人、西ノ島町1人、隠岐の島町 1人、県外1人
1月6日	22 人	松江市6人、浜田市1人、出雲市8人、雲南市1人、津和野町1人、西ノ島町4人、県外1人
1月7日	40 人	松江市19人、浜田市7人、出雲市8人、安来市1人、江津市1人、県外4人
1月8日	35 人	松江市10人、浜田市6人、出雲市14人、益田市1人、県外4人
1月9日	31 人	松江市5人、浜田市12人、出雲市8人、益田市2人、津和 野町1人、西ノ島町3人
1月10日	36 人	松江市5人、浜田市11人、出雲市13人、益田市1人、安 来市1人、江津市4人、県外1人
1月11日	34 人	松江市7人、浜田市6人、出雲市7人、益田市3人、江津市 2人、邑南町6人、津和野町1人、西ノ島町1人、県外1人
1月11日までの計	237 人	

#### 2. 令和2年11月以降の陽性患者の発生状況(週単位:1月9日まで)



※上記日付は週単位(月曜日~日曜日)の集計※直近1/3~1/9の集計(実績:160人)

## 3. 病床確保状況及び使用率(1月11日時点)

確保病反	末数(A)	病床利用率		
	即応病床 (B)	確保病床 (C/A)	即応病床 (C/B)	
368床	283床	44.6%	58.0%	

	入院患者数 (C)						
		重症	中等症	軽症	無症状		
ĺ	164人	0人	6人	103人	42人		

※入院患者数の内訳は症状調査中の場合もあるため、入院患者数と一致しない場合がある

(令和2年11月以降の日別状況)



- ・入院調整済(入院予定者) 28人
- ・入院調整中 25人

# 4. 軽症者等の療養(1月11日時点)

患者の増加に備え、軽症者や無症状者の療養用の宿泊施設として3施設133室を確保

- ・しまね宿泊療養施設(松江市・80室)
- ・島根県立青少年の家「サン・レイク」(出雲市・33室)
- ・島根県立少年自然の家(江津市・20室)

宿泊療養者数2人自宅療養者数22人

# 5. PCR等の無料検査体制の整備

- (1)検査の場所 県内8市 19カ所
- (2) 検査期間 1月13日から1月31日
- (3) 対象者 感染リスクが高い環境等にあり、検査を希望する無症状の方

令和4年1月12日10:00時点

都道府県別確定患者数の累計 (チャーター便、クルーズ船案件を除く)

		人口数	<b>汝</b>	新規感勢	杂者数	参考 12月28日~1月3日	
No.	都道府県	人口数(千人)	10万人換算	1月4日~1月10日の 1週間累計(人)	人口10万人あた り(人)	人口10万人あたり (人)	増減
1	沖縄	1,453	14.53	7314	503.37	26.36	<b>477.01</b>
2	広島	2,804	28.04	2153	76.78	4.03	<b>1</b> 72.75
3	山口	1,358	13.58	951	70.03	9.65	<b>1</b> 60.38
4	大阪	8,809	88.09	3810	43.25	5.09	<b>38.17</b>
5	東京	13,921	139.21	5422	38.95	3.66	<b>35.28</b>
6	鹿児島	1,602	16.02	590	36.83	0.50	<b>36.33</b>
7	京都	2,583	25.83	911	35.27	5.69	<b>1</b> 29.58
8	滋賀	1,414	14.14	478	33.80	4.53	<b>1</b> 29.28
9	奈良	1,330	13.30	432	32.48	3.08	<b>29.40</b>
10	佐賀	815	8.15	231	28.34	1.47	<b>26.87</b>
11	群馬	1,942	19.42	549	28.27	1.03	<b>27.24</b>
12	長野	2,049	20.49	497	24.26	2.54	<b>1</b> 21.72
	島根	674	6.74	160	23.74		<b>18.55</b>
	埼玉	7,350	73.50	1509	20.53		<b>1</b> 9.25
	神奈川	9,198	91.98	1865	20.28		18.58
	福岡	5,104	51.04	934	18.30		<b>17.20</b>
	千葉	6,259	62.59	1131	18.07		16.42
	福井	768	7.68	134	17.45		17.06
	新潟	2,223	22.23	382	17.18		<b>1</b> 4.39
	栃木	1,934	19.34	319	16.49		12.00
	愛知	7,552	75.52	1207	15.98		14.70
	岡山	1,890	18.90	293	15.50		14.92
	兵庫	5,466	54.66	790	14.45		13.03
	岐阜	1,987	19.87	287	14.44		13.64
	静岡	3,644	36.44	485	13.31		12.62
	長崎	1,327	13.27	172	12.96		12.66
27	愛媛	1,339	13.39	169	12.62		12.62
	鳥取	556	5.56	69	12.41		↑ 12.41
	茨城	2,860	28.60	340	11.89		↑ 11.47
	北海道	5,250	52.50	583	11.10		<b>↑</b> 8.29
	和歌山	925	9.25	97	10.49		10.38
	香川	956	9.56	93	9.73		9.00
	大分	1,135	11.35	110	9.69	0.09	9.60
34	富山	1,044	10.44	77	7.38		7.38
35	三重	1,781	17.81	128	7.19	0.34	-
	<u>一</u> 墨 石川	1,138	11.38	79	6.94	2.37	4.57
	福島	1,138	18.46	127	6.88		↑ 5.85
	徳島	728	7.28	43	5.91	0.14	
39	高知	698	6.98	39	5.59	0.14	<b>↑</b> 5.44
	山梨	811	8.11	44	5.43	0.14	<b>↑</b> 5.44
40	山栄   青森	1,246	12.46	61	4.90	0.00	↑ 5.43 ↑ 4.49
41	宮城		23.06	100	4.34	0.40	↑ 4.49 ↑ 4.08
		2,306					
	山形	1,078	10.78	45	4.17	0.19	<b>↑</b> 3.99
	熊本	1,748	17.48	60	3.43	0.06	3.38
	岩手	1,227	12.27	34	2.77	0.57	2.20
46	秋田 宮崎	966 1,073	9.66 10.73	12 10	1.24 0.93	0.00	↑ 1.24 ↑ 0.93

# 【出典】

人口数:人口推計 第4表 都道府県,男女別人口及び人口性比一総人口,日本人人口(2019年10月1日現在)

感染者数:厚生労働省「確定患者数(報告日ベース)の推移(都道府県別・各日)」(1月11日)

令和 4 年 1 月 12 日 10:00 時時点 (1 月 5 日~1 月 11 日)

# 令和3年11月8日新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言した「新たなレベル分類の考え方」

レベル	状況	目安	従来の分類 (ステージ)
レベル () (感染者ゼロレベル)	新規陽性者数ゼロを維持できている状況	_	I
レベル 1 (維持すべきレベル)	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染 症に対し医療が対応できている状況	_	
レベル 2 (警戒を強化すべき レベル)	新規陽性者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じ始めているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況	・確保病床の使用率 20%以上 (最大確保病床数 368 床 使用状況 164 床) (1/12 10 時現在 44.6%) ・直近 1 週間の人口 10 万人あたりの新規陽性者数が 15 人以上 (1/12 10 時現在 32.7 人/10 万人/週) 注1	II
レベル 3 (対策を強化すべき レベル)	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイル ス感染症への医療の対応ができない状況	・病床使用率 50%超 ・重症病床使用率 50%超 ・予測ツールや様々な指標に基づき、「3週間後に必要とされる病床数」が最大確保病床数に到達した場合 注2	(Ⅲの最終局面) 
レベル 4 (避けたいレベル)	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染 症への医療に対応できない状況	_	

- ・各レベルの適用については、感染状況や医療ひっ迫の状況等を考慮し、新規陽性者数、今週先週比、入院率等の参考指標を用いて、総合的に判断する。
- 注1 保健所のひつ迫も考慮し、病床使用率や新規陽性者数も含め、各都道府県が具体的な数値を設定
- 注2 政府分科会の目安に準拠

# 参考指標

令和 4 年 1 月 12 日時点 (1 月 5 日~1 月 11 日)

# 令和3年4月15日新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言した「ステージ判断のための指標」

	医			医療提供体制の負荷			感染の状況				監視体制(参	\$考)
指標		①病床のひっ迫具合		②療養者	<b>省数</b>	③PCR 陽性		⑤感染経路		直近1週間	11上	
	1日7次		医療 注1	   重症者用病床	(入院者、自宅	三・宿泊療	率 率	④新規陽性者数	不明割合		先週1週間	
		<i>→</i> <b>(</b>   <i>)</i> <b>(</b>   <i>)</i>	<b>乙</b> 派 任 I	至述.日/11/17/17	養者の合	計)			. ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			70+7
		確保病床	入院率	確保病床の使	人口 10 万人	当たりの		   <b>15 人</b> / 10 万人/週				
	ステージⅢ	の使用率	40%以下	職体が外り及   用率 <b>20%以上</b>	全療養者数		5%以上	以上	50%以上		_	
国指		20%以上	407012	/////////////////////////////////////	20 人以上							
<sup>16</sup> 標	ステージIV	確保病床	入院率	確保病床の使	人口 10 万人	当たりの		   <u><b>25 人</b></u> / 10 万人/週				
		の使用率	25%以下	用率 50%以上	全療養者数		10%以上	<u>25 人</u> / 10 万 八/ 過     以上	50%以上		_	
		50%以上	2390 <u>1</u> 2	万华 <u>3090 及工</u>	30 人以上							
		• 確保病床	(O)	・確保病床の	人口 10 万人	当たりの	<b>2.6%</b> 注2	32.7人	<u>30. 7%</u>		<u>6. 6</u>	
		使用率 <u>44.6%</u>		使用率 0.0%	全療養者数			/10 万人/週				
		・入院率	<u>87. 2%</u>		28.2人							
県	:の状況											
[1/12 1	0:00 時点】				全療養者	188 人						
		・最大確保病床数		• 最大確保病床	(入院者	164 人)	12/27~1/2	1/5~1/11	1/5~1/11		[12/29~1/4]	33 人
		368 床		数 25 床	(宿泊療養者	2人)	35 件/1,346 件	218 人	67 人/218 人		[1/5~1/11]	218 人
		・使用状況 164 床		•使用状況0床	(自宅療養者	22人)						

- 注1 確保病床とは、病床・宿泊療養施設確保計画において最大限確保した病床をいう。入院率とは、療養者数に対する入院者数の割合をいう。入院率については、感染拡大に伴い療養者数が増加すると、入院できない自宅療養者数等が増加することとなり、入院者に対する療養者数が増加することから、医療の逼迫状況を把握するための指標として用いるものである。このため、入院率の指標については療養者数が人口 10 万人あたり 10 人以上の場合に適用する。入院率の数値は、厚生労働省「都道府県の医療提供体制等の状況(医療提供体制・監視体制・感染の状況)について(6 指標)」より引用。
- 注2 県のPCR 陽性率は、PCR 検査・抗原検査等の総数を使用。

#### (参考)

- ・ステージ I 医療提供体制に特段の支障がない段階
- ・ステージⅡ 感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階
- ・ステージⅢ 感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階
- ・ステージIV 爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階

# 島根県の対応(案)

島根県対策本部決定

県内や全国の感染状況と基本的対処方針を踏まえ、県民に対し、以下の とおり要請する。

要請の期間は、令和4年1月13日から1月31日までとする。

1. 鳥取県を除く他の都道府県との不要不急の移動は、行き先の都道府 県の要請を確認の上、極力控えること。

ただし、やむを得ない仕事や、通勤・通学、受験、転勤、就職活動、 葬儀・法要、看病・介護、通院、生活必需品の買い物などでの移動は、 発熱等の症状がある場合を除き、控えて頂く必要はないが、「三つの 密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底すること。

- 2. 職場や家庭での感染を防ぐため、引き続き、
  - (1) 「三つの密」の回避
  - (2) 「人と人との距離の確保」
  - (3) 「マスクの着用」
  - (4) 「手洗いなどの手指衛生」
  - (5) 「換気」

など、基本的な感染対策に取り組むとともに、特に職場での「居場所

の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意すること。

3. 発熱や風邪等の症状がある方は、仕事や学校を休み、外出を控え、 すみやかに、かかりつけ医、又はしまね新型コロナウイルス感染症 「健康相談コールセンター」に連絡のうえ、医療機関を受診すること。 児童・生徒の保護者の方も、こうした対応を徹底すること。

各職場においても、職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理を徹底すること。

- 4. 飲食店等の利用については、各店舗において感染防止対策を徹底 し、県民の皆様は、そうした店舗を利用することを前提として、アル コールを伴う飲食については、
  - (1) 飲食の際の人数を、8人以下とすること。
  - (2) 時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で2時間を限度とすること。
  - (3) 県外の方とのアルコールを伴う飲食は、県内でも県外でも、控えること。ただし、鳥取県と、生活圏域(通勤・買い物等)に属する広島県・山口県の一部の地域の方との飲食については、控える必要はないこと。

なお、「接待を伴う飲食店」を含め、カラオケの利用が可能な店舗

等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保すること。

- 5. 感染に不安を感じる無症状の方は、検査を受けること。(特措法第 24条第9項に基づく要請)
- 6. 感染防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき 基本的事項を整理した業種別ガイドラインを遵守すること。(特措法 第24条第9項に基づく要請)
- 7. イベント等については、「島根県の対応(別紙)」に示す要件に沿って開催すること。(特措法第24条第9項に基づく要請)
- 8. 厚生労働省が提供している接触確認アプリ(COCOA)を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用すること。
- 9. 事業所においては、在宅勤務 (テレワーク)、時差出勤、自転車通 勤など、人との接触を低減する取組を行うこと。
- 10. 感染した方やその関係者などに対する、インターネットや SNS 上などでの誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとること。

また、ワクチンを接種できない方を含め、ワクチンを接種していない方に対して、誹謗中傷や不当な差別をしないこと。

# 島根県の対応(令和3年11月25日島根県対策本部決定) 【令和3年11月25日以降のイベント等開催制限の目安について】

(1) 観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動で生じる、イベント等に係る感染拡大リスクを抑制し、また、イベント等における感染防止策等を徹底する観点等から、令和3年11月19日付の内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長の事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(以下、令和3年11月19日付け事務連絡)に基づき、令和3年11月25日以降、イベント等の開催制限について、①感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員まで、収容率の上限を100%とする②それ以外の場合は、人数上限5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方かつ収容率の上限を50%(大声あり)(注1)又は100%(大声なし)とする。

	①感染防止安全計画を策定 (注2)	②その他 (安全計画を策定しないイベント)
人数上限	収容定員まで	5,000 人又は収容定員 50%
732	KI ZWO	のいずれか大きい方
加索索	100%	大声なし100%、大声あり50%以内
収容率	100%	(席がない場合は十分な間隔)

- (注1) 令和3年11月19日付け事務連絡により、「大声」を「観客等が、(ア)通常よりも大きな声量で、(イ) 反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。
- (注2) 参加人数が5,000 人超かつ収容率50%超のイベントに適用。様式は別に定める。
- (注3) 様式は別に定める。
- (2) 大規模なイベント等(参加者 5,000 人超かつ収容率 50%超)の主催者等は、感染防止安全計画を策定し、イベント開催日の 2 週間前までを目途に県に提出の上、確認を受けること。
- (3) それ以外のイベントの主催者等は、感染防止対策等を記載したチェックリスト(注3) を作成し、ホームページ等で公表の上、イベント終了日から1年間保管すること。
- (4) 主催者等は、イベント開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る行動管理等、基本的な感染防止策を講じること。また、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくや、接触確認アプリ (COCOA) 等を活用すること。
- (5) 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置におけるイベント等開催制限の目安や、その他の取扱については、令和3年11月19日付け事務連絡を確認すること。

# 新型コロナウィルスの感染拡大に伴う観光施策の対応

令和4年1月12日商工労働部観光振興課

### 1. 県外からの観光誘客施策の一時停止

県内や全国の新型コロナウィルス感染症拡大に伴い、以下のとおり、県外から の誘客施策等について一時停止

(1) 対象事業

県等が実施する県外からの観光誘客事業(別紙一覧) ※ 既に予定されているものについては事業対象とする

(2) 対象区域

鳥取県を除く全国

※ 広島県、山口県、沖縄県については、1月7日から停止区域としている。

(3) 停止期間

準備が整った事業から順次 ~ 1月31日

# 2.「再発見!あなたのしまねキャンペーン」の一時停止

国の地域観光事業支援を活用し、島根県、鳥取県、広島県、山口県で実施している「再発見! あなたのしまねキャンペーン」について、以下のとおり一時停止

- (1) 対象事業
  - ① 県内登録宿泊施設の宿泊割引
  - ② 旅行会社が実施する旅行商品等(県が認めたものに限る)の割引
  - ③ 地域限定クーポン「しまねっこクーポン」の配布
- (2) 対象区域

広島県及び山口県全域

※ 広島県全域、山口県岩国市、和木町については、1月11日から停止済み

(3) 内容

新規予約分の一時停止

※ 既存予約分は割引の対象

(4) 停止期間

1月15日(土) ~ 1月31日

(5) その他

今後の感染状況により、停止する対象区域の拡大や、キャンペーンを中止する 場合もあり

# 県等が実施する県外からの観光誘客施策一覧

商工労働部観光振興課

	誘客地域	事業名	事業内容
1	全国	県外貸切バス助成	(旅行会社向け) 県内への旅行に対しバス代を助成
2	全国	石見美肌旅行商品等造成支援事業 (石見観光振興協議会)	(旅行会社向け) 旅行会社が造成し、石見地域に送客する旅行商品の助成
3	全国	石見スポーツ・文化等合宿支援事業 (石見観光振興協議会)	(団体向け) 石見地域に2泊以上するスポーツ、文化等合宿に対する 宿泊助成
4	全国	教育旅行誘致事業 (島根県観光連盟)	(旅行会社向け) 県内への修学旅行に対しバス代等を助成
5	全国	MICE誘致事業 (島根県観光連盟)	(企業、旅行会社向け) 30名以上の宿泊を伴う企業旅行に対し、お出迎え、 パーティー等の演出、記念品プレゼント
6	全国	萩·石見空港対策事業 (島根県観光連盟)	(旅行会社、レンタカー会社向け) レンタカー助成、旅行会社への販売支援、受注型団体向け 助成
7	首都圏、関西圏	学生旅行の商品造成支援事業 (島根県観光連盟)	(首都圏、関西圏の学生向け) 交通割引(高速バス、JR、航空機)付き宿泊旅行商品
8	関西、山陽、四国 地方	県内交通事業者を活用した旅行商品 造成支援事業 (島根県観光連盟)	(関西、山陽、四国地方からの旅行者向け) 県内の2次交通等割引(高速バス、タクシー、バス、電車 等)付き旅行商品
9	中国、四国地方	旅行会社商品造成支援事業 (島根県観光連盟)	(中国、四国地方からの宿泊者向け) ガソリン券又は高速バス代半額割引付き宿泊旅行商品
10	広島	広島浜田線ワンコインバス事業 (石見観光振興協議会)	(外国人向け) 広島-浜田間の高速バスを片道500円で乗車
11	FDA就航地	FDA就航地からの誘客対策 (島根県観光連盟)	(旅行会社向け) FDA路線を利用した旅行商品の助成

<sup>※</sup>緊急事態宣言、まん延防止等重点措置、往来等の自粛要請が実施されている都道府県からの誘客を停止